

平成18年度は次世代支援対策を強化！

市役所の組織と人事 次世代支援対策室を設置、横断的な支援対策の実現をめざします
子どもの医療費を支援 県内初！小中学生の入院医療費の助成をスタート

保育料が変わります

- ・ 合併時の保育料調整にかかる経過措置（4歳以上児の上限額を12,000円とする措置）を終了
- ・ 国の基準よりも40.6%軽減した保育料設定に
- ・ 第3子以降の保育料を20%軽減

米原市環境基本条例(案)パブリックコメント(市民意見)を募集中

県内初！小中学生の入院医療費を無料化

米原市では子育て支援の一環として市内に住所を有する小中学生の入院医療費（1）を無料化することになりました。

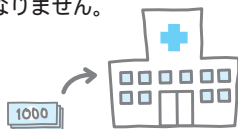
これにより、今までの未就学児医療費無料化に加え、0歳から中学生までの入院医療費がすべて無料となります。

平成18年4月1日以降の入院医療費分から対象となりますので、該当される場合は下記の方法により市役所各庁舎窓口にて申請してください。

1 保険適用分の医療費が対象です。食事療養費などの保険適用外療養費については対象になりません。

申請方法

医療機関で入院医療費の支払いを済ませます。



米原市役所の各庁舎窓口で福祉医療費助成申請（2）をしていただきます。



申請者の口座に助成金が振り込まれます。



申請に必要なもの

医療機関の領収書、印鑑、通帳、保険証

2 入院医療費は高額療養費に該当する場合があります。加入されている保険証の種類によって支給申請の手続きが異なります。申請の前に下記までお問い合わせください。

平成18年度から保育園保育料が一部変わります！

保育園の保育料は、保育園に入園している児童の年齢と保護者の所得税額に応じて算定されます。

保育に係る費用は、国・県・市の負担金と、保護者が負担する保育料によって賄っています。保護者が負担する保育料の額は、国が基準を定めています。各市町村では、子育てを支援するため、国の基準から軽減して負担額を定めているところがあります。

市では、平成17年度に実施していた4歳以上児の保育料上限額を12,000円とする経過措置を終了することに伴い、平成18年度から保育料を次のとおり改正します。

4歳以上児の保育料について、世帯の所得に応じた保育料の基準額を見直し、12階層に区分した基準額のうち、8つの階層について基準額を下げました。これにより、4歳以上児保育料の最高額は、29,700円から20,600円に下がります。

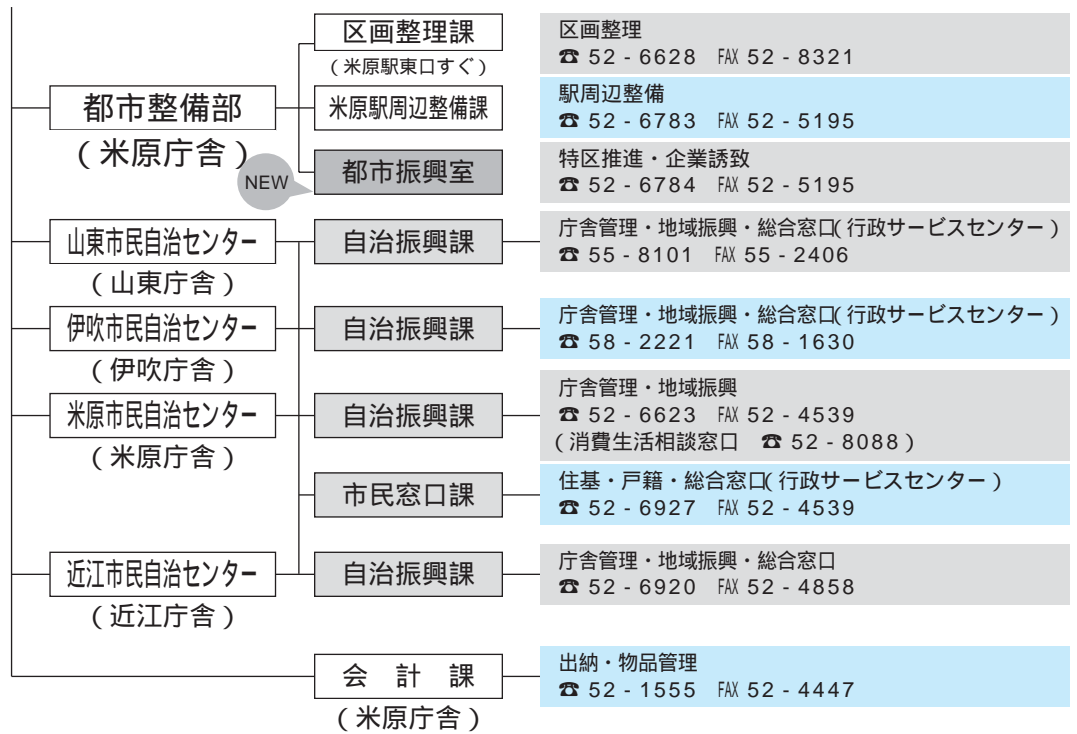
少子化対策として、第3子以降の児童の保育料を20%軽減します。

児童の属する世帯を単位として、18歳未満の児童のうち、入所児童が第3子以降に該当する場合に適用します。

今回の改正により、保護者が負担する保育料（見込み）は、国が定めた基準と比較して、全体で40.6%の軽減となります。

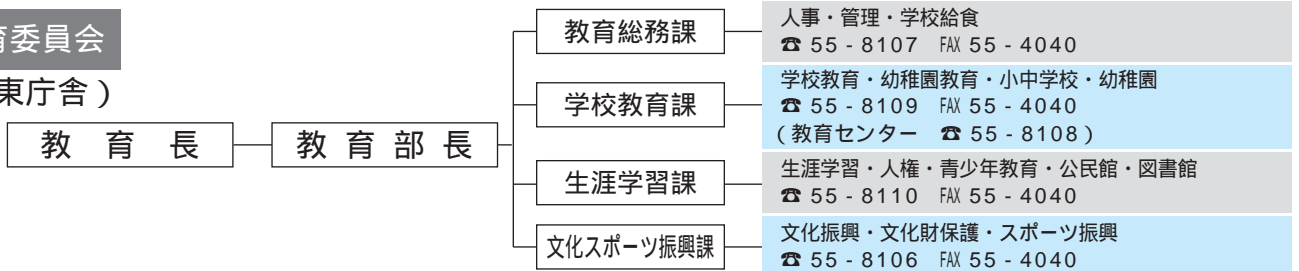
少子高齢化の中で、次世代を担う子どもたちが健やかに育つよう子育てを支援するとともに保育サービスの利用に対する負担の公平性を保てるようなものです。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

* 保育料は世帯の所得や子どもの人数、子どもの年齢によって異なります。入園のご相談や保育料について、詳しくは下記までお問い合わせください。

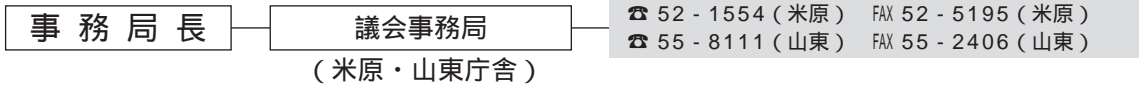


教育委員会

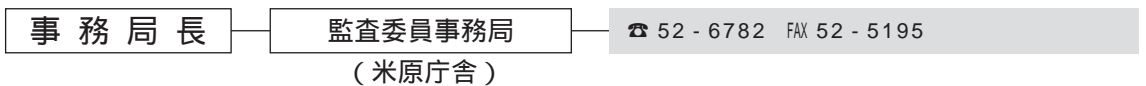
(山東庁舎)



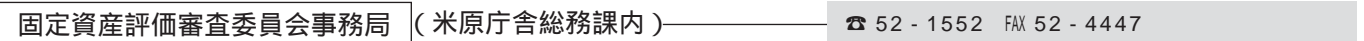
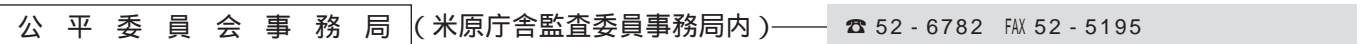
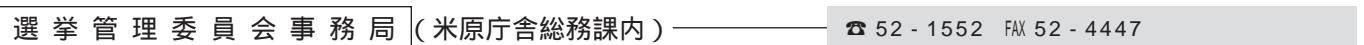
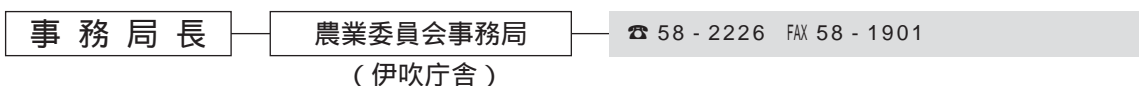
議会



監査委員



農業委員会



湖北地域消防組合が誕生

4月1日、米原市・長浜市・東浅井郡・伊香郡の4つの消防本部が一つとなり、『湖北地域消防組合』が誕生しました。

この統合は、平成15年から検討が進められてきたもので、米原市をはじめ、湖北地域一帯の2市6町を管轄区域とする消防本部を設置し、より高度で効率的な消防体制の確立をめざすものです。管轄区域は県下で一番広い762.58km²。この地域に暮らす17万人の生命と財産を守るため、「いつでも、どこでも、どこからでも」を基本とした消防体制が整いました。

湖北地域消防本部は長浜消防署に置かれ、1本部、4消防署、6出張所となります。市内にはこれまでと同様、米原消防署(長岡)、同署伊吹出張所(曲谷)、同署米原出張所(朝妻筑摩)が置かれます。



4月1日に行われた湖北地域消防組合・消防本部の開庁式

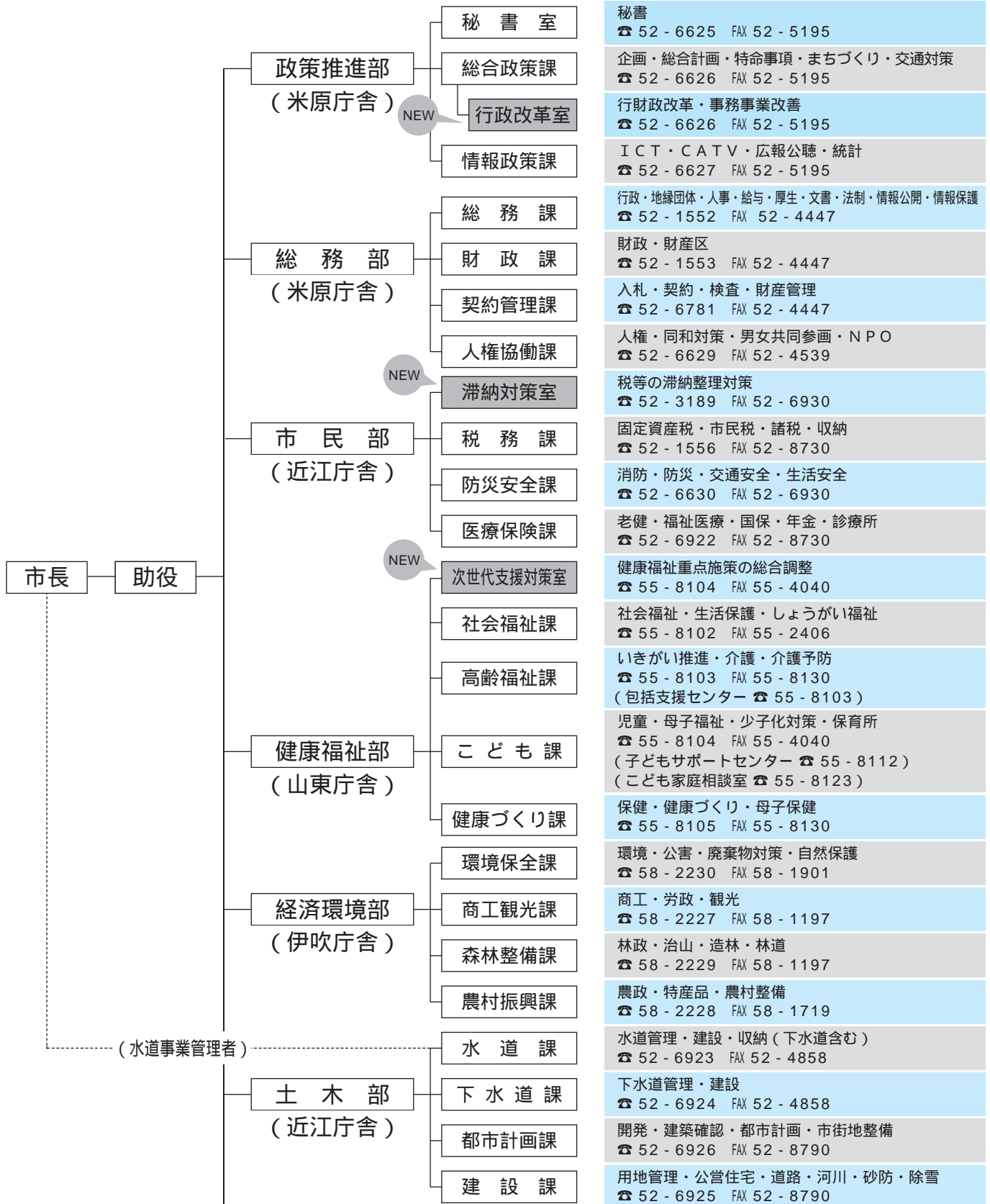
平成18年度 米原市の行政組織

ここが変わりました！

- ・新たに3室（行政改革室・滞納対策室・次世代支援対策室）を設置
- ・統合物流特区推進室を「都市振興室」に
- ・市民課を「市民窓口課」として米原市民自治センターに
- ・山東・伊吹・近江の各市民自治センターにあった市民窓口課を自治振興課に統合

各庁舎代表

米原庁舎	☎ 52 - 1551	FAX 52 - 4447
山東庁舎	☎ 55 - 2040	FAX 55 - 2406
伊吹庁舎	☎ 58 - 1121	FAX 58 - 1630
近江庁舎	☎ 52 - 3111	FAX 52 - 4858



秘書	☎ 52 - 6625	FAX 52 - 5195
企画・総合計画・特命事項・まちづくり・交通対策	☎ 52 - 6626	FAX 52 - 5195
行財政改革・事務事業改善	☎ 52 - 6626	FAX 52 - 5195
ICT・CATV・広報公聴・統計	☎ 52 - 6627	FAX 52 - 5195
行政・地縁団体・人事・給与・厚生・文書・法制・情報公開・情報保護	☎ 52 - 1552	FAX 52 - 4447
財政・財産区	☎ 52 - 1553	FAX 52 - 4447
入札・契約・検査・財産管理	☎ 52 - 6781	FAX 52 - 4447
人権・同和対策・男女共同参画・NPO	☎ 52 - 6629	FAX 52 - 4539
税等の滞納整理対策	☎ 52 - 3189	FAX 52 - 6930
固定資産税・市民税・諸税・収納	☎ 52 - 1556	FAX 52 - 8730
消防・防災・交通安全・生活安全	☎ 52 - 6630	FAX 52 - 6930
老健・福祉医療・国保・年金・診療所	☎ 52 - 6922	FAX 52 - 8730
健康福祉重点施策の総合調整	☎ 55 - 8104	FAX 55 - 4040
社会福祉・生活保護・しょうがい福祉	☎ 55 - 8102	FAX 55 - 2406
いきがい推進・介護・介護予防 (包括支援センター ☎ 55 - 8103)	☎ 55 - 8103	FAX 55 - 8130
児童・母子福祉・少子化対策・保育所 (子どもサポートセンター ☎ 55 - 8112) (子ども家庭相談室 ☎ 55 - 8123)	☎ 55 - 8104	FAX 55 - 4040
保健・健康づくり・母子保健	☎ 55 - 8105	FAX 55 - 8130
環境・公害・廃棄物対策・自然保護	☎ 58 - 2230	FAX 58 - 1901
商工・労政・観光	☎ 58 - 2227	FAX 58 - 1197
林政・治山・造林・林道	☎ 58 - 2229	FAX 58 - 1197
農政・特産品・農村整備	☎ 58 - 2228	FAX 58 - 1719
水道管理・建設・収納(下水道含む)	☎ 52 - 6923	FAX 52 - 4858
下水道管理・建設	☎ 52 - 6924	FAX 52 - 4858
開発・建築確認・都市計画・市街地整備	☎ 52 - 6926	FAX 52 - 8790
用地管理・公営住宅・道路・河川・砂防・除雪	☎ 52 - 6925	FAX 52 - 8790

米原中保育園
園長 村田 優子
息郷保育園
園長 木村 由美

近江にし保育園
園長 井ノ口 さだ子
近江ひがし保育園
園長 木野 眞由美

健康づくり課
課長 佐竹 登志子
参事 千種 恵美子
課長補佐 堤 基久男

山東健康福祉センター
所長 (千種 恵美子)
伊吹健康プラザ愛らんど
館長 (千種 恵美子)
米原保健センター
所長 (千種 恵美子)
近江保健センター
所長 (千種 恵美子)

経済環境部

部長 野一色 義明

環境保全課
課長 膽吹 邦一
課長補佐 高畑 健一

湖北広域行政事務センター
(派遣) 久保田 鎬士
高木 幹夫
川崎 茂次
里本 三智男

商工観光課
課長 児玉 渉
課長補佐 木村 浩樹

森林整備課
課長 世森 道雄
参事 大澤 勝洋

農村振興課
課長 谷口 隆一
参事 北川 元英
課長補佐 藤田 一郎

土木部

部長 寺村 正己
主監 岡 義次

水道課
課長 高畑 光信
課長補佐 山田 克己

下水道課
課長 藤本 博
参事 山崎 茂
課長補佐 北村 学

都市計画課
課長 (岡 義次)
参与 松瀬 佐二郎
参事 喜田 與四秋
課長補佐 的場 文男

建設課
課長 平居 俊一
参事 横山 信人
課長補佐 大橋 守
課長補佐 鹿取 輝之

都市整備部

部長 飛戸 利勝
主監 坂井 一繁
参与 尾本 克實

区画整理課
課長 (坂井 一繁)
参事 久保田 斉
課長補佐 大林 誠

米原駅周辺整備課
課長 川幡 治平
課長補佐 林 重良
課長補佐 松田 敏彦

都市振興室
室長 三田村 健城
室長補佐 磯谷 晃

会計課
課長 高橋 兵太
課長補佐 澤村 孝史

議会事務局
局長 古川 光男
局長補佐 馬淵 英幸

監査委員事務局(公平)
事務局長 森本 博之

農業委員会事務局
局長 布施 重之
局長補佐 細溝 久幸

教育委員会事務局

教育長 瀬戸川 恒雄
部長 清水 克章

教育総務課
課長 中谷 利治
課長補佐 丸本 光雄

山東学校給食センター
所長 森田 正次
伊吹学校給食センター
所長 福永 信夫

米原学校給食センター
所長 磯崎 進

学校教育課
課長 安田 正利
参事 岩脇 広治
参事 (馬淵 孝子)
課長補佐 山本 太一

教育センター
所長 稲村 邦夫
山東幼稚園
園長 京極 光代

いぶき幼稚園
園長 山本 早苗
醒井幼稚園
園長 中嶋 悦子

米原幼稚園
園長 川地 政毅
ふたば幼稚園
園長 西野 勲

生涯学習課
課長 世森 増信
課長補佐 藤田 公子

山東図書館
館長 山中 ひろし
近江図書館
館長 小北 晶男

山東公民館
館長 力石 寅次
伊吹公民館
館長 (山田 英喜)

勤労青少年ホーム
所長 小谷 昭夫
少年センター
所長 瀬戸川 光男

文化スポーツ振興課
課長 中井 均
課長補佐 桂田 峰男

柏原宿歴史館
館長 白比野 勇
伊吹山文化資料館
館長 山崎 完一

近江はにわ館
館長 (小北 晶男)
B & G 海洋センター
所長 (中井 均)

副参事 平居 幸一
伊吹薬草の里文化センター
館長 山田 英喜
市民交流プラザ
館長 宮崎 幹也



市・役・所・の・人・事

新たな職員配置で市政運営に取り組みます。

※課長補佐級以上の職員と施設長のみ掲載しています。 ※氏名の()は兼務

市長 平尾道雄
助役 西田弘

政策推進部

部長 石田英雄

秘書室

室長 坪井修

総合政策課

課長 津田敏之
参事 田中祐行

行政改革室

室長(津田敏之)

情報政策課

課長 細溝幸男
課長補佐 西脇祐芳

総務部

部長 岡田勉

総務課

課長 林美津雄
課長補佐 田中博之
課長補佐 松岡正明
課長補佐 雨森修

財政課

課長 三原禎一
参事 要石祐一

契約管理課

課長 岩山光一
参与・検査員 吉田隆昌
課長補佐 北村つよし

人権協働課

課長 春日敬三

参事 伊夫貴典隆
息郷地域総合センター

所長 鏝田正広

和ふれあいセンター

所長 本田正春

山東市民自治センター

センター長 今中佐公

自治振興課

課長 竹腰裕紀
課長補佐 高畑徹

伊吹市民自治センター

センター長 伊富貴孝司

自治振興課

課長 鈴木木雄市
課長補佐 田中幸三

米原市民自治センター

センター長 中川喜美夫

自治振興課

課長 山形寛史
課長補佐 本田忠光

市民窓口課

課長 寺村信子
課長補佐 山口美津子

近江市民自治センター

センター長 宮野節児

自治振興課

課長 北村圭弘
課長補佐 土川善美

市民部

部長 小野初雄

滞納対策室

室長 中田正信
室長補佐 谷口信子

(大澤信悟、左山直樹、山田克己、北村学)

税務課

課長 田辺与一郎
課長補佐 山田哲代
課長補佐 大澤信悟
課長補佐 奥村義治

防災安全課

課長 本田仁美
課長補佐 西村廣正

医療保険課

課長 土川彰
課長補佐 田附義之
課長補佐 左山直樹

国保米原診療所
所長 森田章夫
副所長 森一美

国保近江診療所
所長 田辺浩喜

健康福祉部

部長 小松博夫

次世代支援対策室

室長(小松博夫)
参事 馬淵孝子

参事(千種恵美子)

室長補佐 堀部幸次

室長補佐 多賀正信

(津田敏之、尾木義比己、安食富美子、喜田村郁夫、佐竹登志子、安田正利、世森増信、馬淵一雄、遠山汎、の場正紘、瀬戸川光男)

社会福祉課

課長 尾木義比己
参事 富田道春
課長補佐 磯谷豊

湖北地域しょうがい者自立支援審査室

副参事 上村浩

ひまわり教室
園長 金澤富美子

高齢福祉課

課長 喜田村郁夫
課長補佐 吉田裕明

地域包括支援センター
所長(吉田裕明)

長浜米原東浅井介護認定審査室
副参事的場市樹

こども課

課長 安食富美子
課長補佐 瀧上正志

子どもサポートセンター
所長の場政紘

いぶき保育園
園長 市川美智子

米原西保育園
園長 西川敦子

ゆたかな環境を守り、育み、次代へ引継ぐために

「米原市環境基本条例」の

制定に向けて

米原市は、日本百名山の一つである伊吹山と霊仙山の山地部から琵琶湖のほとりに至る平野部まで、豊かな自然・水と緑に恵まれ、人と自然が共生しながら、交通の要衝として歴史的・文化的発展を遂げ、豊かなまちを形成してきた。

しかしながら、物質的な豊かさを追求するあまり、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動が繰り返され、その結果、公害や廃棄物処理の問題をはじめ、身近な自然の減少などの環境問題を引き起こし、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境の悪化が人類をはじめとする生物の生存をも脅かしている。

私たちは、限りある資源を有効に活用し循環させ、環境への負荷の少ない経済活動や生活のあり方を確立し、健康で文化的な生活に欠くことのできない良好な環境を守り、育み、将来の世代に引き継ぐ大きな責務を有しており、生態系の多様性の確保および生活環境が保全されるように努める。

ここに環境優先の理念の下、私たちは、将来に向かって良好な環境形成に関する方向と取組みを総合かつ計画的に推進することを明らかにし、自然きらめき、ひと・まち ときめく交流のまちを実現するため、この条例を制定する。

(米原市環境基本条例(案) 前文より)

環境基本条例って？

人と自然が共生しながら、成し遂げてきた歴史的・文化的発展。しかし、人類は豊かさを追求するあまり、公害や廃棄物処理の問題を生み、生物の生存さえも脅かすという事態を招いてしまいました。地球規模で直面しているこのような状況において、だれもが住んでみたい、住み続けたいと思えるまちをつくるため、環境の保全に関する基本理念を定め、市民や事業者、そして市の責務を明らかにし、今後の施策の基本となる事項を定めたものが「環境基本条例」です。

市では、条例に基づいた、環境の保全および創造に関する施策を総合かつ計画的に推進し、「自然きらめき、ひと・まち ときめく交流のまち」の実現をめざします。

条例案はどんな内容？

基本理念
市・市民等および事業者の責務
施策の基本方針
環境の保全および創造に関する長期的な目標について、「環境基本計画」を策定する
環境への配慮
環境影響評価の推進
規制等の措置
市民および事業者の行動促進

市民意見の募集と 条例案の確定

環境審議会での検討をもとに環境基本条例(案)をまとめました。この素案に対するパブリックコメント(市民意見)の募集を実施しています。今後、市民のみなさんから寄せられるご意見等を参考に、条例案を確定し、6月の市議会定例会への上程をめざしています。

パブリックコメント(市民意見)を募集しています

米原市環境基本条例(案)について次のとおり市民のみなさんからのご意見や情報を募集します。

意見の募集期間 4月10日(月)から5月10日(水)まで

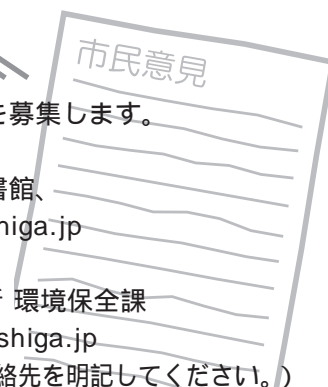
構想案の閲覧場所 市役所各庁舎情報プラザ、各行政サービスセンター、市立図書館、市の公式サイト(ホームページ) <http://www.city.maibara.shiga.jp>

意見等の提出方法 閲覧場所への直接持参・郵送・FAX・Eメール

送付・郵送先 【郵送】〒521-0392 米原市春照490-1 米原市役所 環境保全課

【FAX】58-1901 【Eメール】kankyuu@city.maibara.shiga.jp

匿名による意見等は受付することができません。(氏名、住所、連絡先を明記してください。)





お知らせ

4月の税等料金

～納税は便利な口座振替で～

口座振替日・納期限は5月1日(月)

- ▶ 保育園保育料 4月分
- ▶ 水道料金 4月分
(1-2月使用量を1/2したもの)
- ▶ 下水道使用料 4月分
・山東・伊吹・米原地域
(1-2月使用量を1/2したもの)
・近江地域
(12-1月使用量を1/2したもの)
市 税務課(近江庁舎)

☎52-1556 FAX52-8730

国民年金

～平成18年度の年金額は

0.3%の減額～

年金額は総務省が発表する「全国消費者物価指数」に基づき改定されます。1月27日に総務省が発表した平成17年平均の物価指数が前年より0.3%下落したため、平成18年度の年金額は0.3%の引き下げとなります。

なお、引き下げされた年金額の支払いは平成18年6月支払分からになります。(平成18年4月分と5月分の年金の支払いは平成18年6月です。)

滋賀社会保険事務局
彦根事務所 年金給付課

☎0749-23-1116

「里親」制度のご案内

～始めてみませんか？子育て～

里親ってなんですか？

親の病気、家出、離婚などいろいろな事情で、家庭で生活できない子ども達を自分の家庭に迎え入れて養育する人のことをいいます。里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度です。

里親になるには？

資格は必要ありませんが、

- ・心身ともに健全であること
- ・子どもの養育についての理解や熱意と愛情をもっていること
- ・経済的に困窮していないこと
- ・子どもの養育に関し虐待などの問題がないこと

などについて審査があります。詳しくはお問い合わせください。

市 こども課(山東庁舎)

☎55-8104 FAX55-4040

米原市単独老人福祉医療費助成事業終了

「市単独老人福祉医療費助成事業」が、現在の受給資格証の有効期限である平成18年7月31日をもって終了となります。助成対象期間および助成申請期間は下記のとおりです。ご注意ください。

助成対象期間▶平成18年7月31日まで

助成申請期間▶平成18年9月30日まで

市 医療保険課(近江庁舎)

☎52-6922 FAX52-4858

軽自動車税の減免のお知らせ

市では、軽自動車税の減免を申請により実施しています。

対象者▶身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けておられる方で、一定級以上の規定に該当する方。

また上記の方で、単身で生活する身体障害者等の方が所有する軽自動車等で、常時介護している方が運転する場合対象となる軽自動車▶身体障害者・精神障害者本人が所有する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車または構造が身体に障害のある方の利用に供するための軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車

一人一台となっていますので、自動車税(普通自動車)の減免を受けられている場合は対象となりません。

減免申請に必要なもの▶身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者、保健福祉手帳等いずれかの手帳、印鑑、運転者の免許証

申請期限▶4月26日(水)

市 税務課(近江庁舎)

☎52-1556 FAX52-8730



4月1日から健康保険法等の規定に基づき入院時の食事についての自己負担額の計算方法が変わりました

4月1日から入院時の食事についての自己負担の計算方法が、1日単位から1食単位に変更されました。

一般の方(下記以外の方)	変更前		変更後	
	入院が90日まで	入院が90日以上	1食につき260円	1食につき210円
住民税非課税等の方(70歳以上では低所得の方)	1日につき780円	1日につき650円	1食につき160円	1食につき100円
70歳以上で低所得の方等	1日につき500円	1日につき300円		

低所得とは住民税非課税世帯に属する人
低所得とは住民税非課税の世帯で世帯員の所得が一定基準に満たない人

- ・医療機関で提供される食事の内容が変わるものではありません。
- ・上記及びに該当する方は加入している医療保険の保険者(国保・老人保健は米原市)の発行する減額認定証を、被保険者証等を添えて医療機関の窓口へ提出することにより減額が受けられます。詳しくは医療保険課までお問い合わせ下さい。

市 医療保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX52-8730

宝くじはみなさんの身近な暮らしに役立てられています

宝くじ助成、おうみ地域防犯安全パトロール隊にー

おうみ地域防犯安全パトロール隊では、(財)自治総合センターの『コミュニティ助成事業(自主防災組織育成助成事業)』を受け、救急箱や自家発電機など多くの防災物品を購入しました。自主防災組織育成事業では、一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織(自主防災組織)や防火婦人クラブ、またはその連合体が行う災害の被害防止活動などに必要なものを対象に助成が行われています。

防災訓練などに役立てられています▶

市 防災安全課(近江庁舎)

☎52-6630 FAX52-6930





募集

観光キャンペーン使節

市では、平成18年度に開催されるイベントのキャンペーンなど年間15回程度の観光PRに取り組んでいただける方を募集しています。

応募資格▶市内在住の18歳以上の方で家族や勤務先の同意を得られる方

性別は問いません

募集人数▶1～2人

任期▶5月～翌年3月末まで

応募方法▶市販の履歴書に必要事項を記入し、3ヶ月以内に撮影した写真を貼付して下記へ提出してください。

自薦・他薦は問いませんが、他薦の場合は本人の承諾を得てください。(提出された応募書類は返却しません。)

応募締切▶4月27日(木)〔当日消印有効〕

選考方法▶書類審査および面接

・市 商工観光課(伊吹庁舎)

〒521-0392 米原市春照490-1

☎58-2227 FAX58-1197

介護相談員

市では、介護事業所に訪問し、利用者の方から相談を受けていただく介護相談員を募集します。

募集人数▶5人 応募者多数の場合は、選考のうえ決定します。

対象▶市内在住で初年度の養成研修および施設訪問(月4回程度)、定例会(月

1回)に参加いただける方

任期▶2年

応募締切▶4月28日(金)

応募方法▶応募用紙に必要事項を記入のうえ、各庁舎窓口または高齢福祉課へ提出してください。(応募用紙は、各庁舎窓口、高齢福祉課で配布しています。)

市 高齢福祉課(山東庁舎)

☎55-8103 FAX55-8130

自助具製作ボランティア

身体の不自由な方に自助具を製作している湖北虹工房では、縫いもののできる方を募集しています。作業用工房もありますが、自宅で気軽に作業をしていただけます。



(例)着脱がしやすいように改良したスポン

私たちと共に喜びを分かち合いませんか。詳しくはお問い合わせください。

長浜赤十字病院 湖北地域リハビリテーション広域支援センター

☎68-3395



講座

パソコン教室

内容▶インターネットやエクセル、ワード、はがきづくりなど

日時▶5月13日(土)からの毎月第2・第4土曜日

午前の部 10時～12時

午後の部 13時～15時

場所▶湖北タウンホーム(虎姫町)

対象▶障害者の方

受講料▶4,000円(全10回分)

定員▶午前・午後 各5人(先着順)

・湖北地域障害者生活支援センター

☎73-3916 FAX73-3920



催し

びわ湖長浜ツデーマーチ

日時▶5月13日(土)・14日(日)

雨天決行・1日だけの参加も可

主会場▶長浜豊公園

コース▶大河ドラマ「功名が辻」ゆかりの地を取り入れた魅力ある9つのコースがあります。

参加費▶一般1,500円、中学生以下500円
当日参加申込みは一般2,000円、中学生以下800円

申込み締切▶4月30日(日)まで

くわしくはお問い合わせください。

・実行委員会事務局

☎64-5151 FAX64-5152

<http://www.ex.biwa.ne.jp/biwako2dm/>

お詫びと訂正

磯武者行列は5月3日(水・祝) 市政情報誌まいばら4月号の“まいばら暦”中、5月の主な行事予定に誤りがありました。お詫びして訂正します。
磯武者行列 誤5月5日 正5月3日

消費生活相談コーナー



困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ

☎52-8088

受付 平日 9時15分～15時30分

予想もしなかった「高額な味噌」

クーリング・オフできない商品を扱う悪質訪問販売でのトラブル例を紹介します。

昨日、一人で留守番していたF代さん宅に、藍色の前掛け姿の男性が二人「おいしい味噌はどうですか」と訪ねてきました。味噌はメーカー直販とのこと、勧められて試食をしてみたところ、なかなかいい味でした。

「買ってみたいと伝えたところ、おもてに止めてあった車から大きな樽に入った味噌が運ばれてきました。金額は二万五千円。予想もしない金額に、もっと小さいものはないかと尋ねると、すぐに別の小さな樽を持ってきました。小さいのは一万円とのこと。それでも高すぎると思いましたが、断れない雰囲気、結局買うことになってしまいました。しかし、余りにも高額過ぎるのでクーリング・オフしたのですが……」

「帰ってほしい」と言っているにも関わらず、長時間居座られたため、やむを得ず契約したような場合には、消費者契約法によって契約の取り消しを主張することができません。しかし、通知するだけで契約が取り消しになるというわけではありません。不要な場合にはきっぱりと断りましょう。また購入を考える場合でも、契約内容は最初に確認しましょう。

なお、訪問販売で指定商品を購入した場合であっても、三千円未満の商品を現金払いで購入した場合には、クーリング・オフはできません。万が一トラブルに遭ってしまった場合には、すぐにお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

答 訪問販売で商品を購入した場合、その商品が政令で指定されたものであればクーリング・オフが可能です。